

○茨城県立医療大学大学院入学者選考及び入学手続に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学大学院学則（平成12年茨城県規則第201号。以下「大学院学則」という。）第16条第2項及び第45条の規程に基づき、大学院学則第16条第1項の選考に関し必要な事項を定めるほか、大学院学則第15条及び第17条に規定する入学志願の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 本大学院に入学を志願する者の資格については、第11条の大学院学生募集要項（次条第3号において単に「募集要項」という。）において定める。

(入学志願に要する書類)

第3条 大学院学則第15条の学長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 前条の資格を有する者であることを証する書類
- (2) その他募集要項において定める書類

(受験票)

第4条 学長は、大学院学則第15条に規定する手続を行った者に対して受験票を交付する。

(選考)

第5条 大学院学則第16条第1項の選考（次条において単に「選考」という。）は、学力検査、人物考査及び出願書類の審査（次項において「学力検査等」という。）により行う。

2 学力検査等の実施に必要な事項は、研究科委員会の意見を聴き学長が定める。

(合格者の決定)

第6条 選考が終了したときは、学長は、研究科委員会の意見を聴き合格者を決定する。

2 前項の場合において、学長は、大学院学則第17条第1項の入学手続を完了した者の数が入学定員に達しないときに入学定員に達するまでの数の学生を入学させるための追加合格者を、研究科委員会の意見を聴き決定することができる。

(合格通知書の交付等)

第7条 前条第1項の規定により合格者を決定したときは、学長は、合格者に合格通知書を交付するほか、学内の所定の場所に合格者の受験番号を掲示するものとする。

(入学手続に要する書類)

第8条 大学院学則第17条第1項の学長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 大学院学則第14条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類（第3条第1号に該当するものとして提出したものを除く）
- (2) 住民票記載事項証明書（茨城県立医療大学授業料等徴収条例（平成6年茨城県条例第51号）別表の県民に該当する者に限る。）
- (3) 誓約書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(入学許可)

第9条 大学院学則第17条第2項の許可は、入学許可証を交付する事により行う。

(入学許可の取消)

第10条 不正の行為により入学した者については、学長は、研究科委員会の意見を聴きその者に係る入学の許可を取り消すものとする。

(募集要項)

第11条 入学志願者の選考及び入学志願の手続きに関する事項については、毎年度、大学院学生募集要項として定めようえ、公表するものとする。

(実施細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、研究科委員会の意見を聴き学長が定める。

付 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

この規程は、平成17年3月7日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。